

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法

(平成一六年一二月八日法律第一六二号)

一、提案理由(平成一六年一二月五日・衆議院経済産業委員会)

中川国務大臣 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

世界有数の貿易大国である我が国にとって、国際ルールに基づく自由貿易の確保は極めて重要な課題であります。しかしながら、米国企業にダンピング輸入企業に対する被害額の三倍賠償請求を認めるアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法は、二

年にWTO協定違反が確定したにもかかわらず、同法に基づき、我が国企業が多額の賠償を求められて訴えられる事態に至っております。

かかる事態を踏まえ、同法に基づき提訴された我が国企業が、その訴訟によってこうむった損害の回復を請求すること等を可能とすべく、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、千九百十六年の反不当廉売法に基づく訴訟の被告として賠償義務を負った我が国企業等は、原告米国企業等に対し、当該訴訟によりこうむった損害等の回復を請求することができることとしております。

第二に、千九百十六年の反不当廉売法に基づく我が国企業等に対する訴えについて外国裁判所が下した確定判決は、我が国においてその効力を有しないこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一六年一二月一日)

河上覃雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく確定判決によって利益を受け、そのために本邦法人等に損失を及ぼした者の返還義務等を定めるとともに、同法に基づく確定判決は効力を有しないものとする等の措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る十一月五日中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一六年一二月一日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき損失を受けた我が国企業等の保護に万全を期すため、本法の速やかな施行に努めること。また、本法によって保護を受けるべき企業等に対しては、本法の規定内容の周知徹底を図るとともに、必要に応じ措置の効果的実施に向けた見直しを行うこと。
- 二 今後の通商摩擦への対応に当たっては、個別の案件であっても、当事者の利害に配慮しつつ、極力、透明性の確保に努めることとし、適時にその進捗状況等について国会への報告を行うものとする。
- 三 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法及びバード修正条項等のWTO協定違反が確定した米国の措置をはじめとする不公正な通商規制については、EUなどとも密接に連携しつつ、WTO協定の原則に則りその廃止など是正に向けた一層の努力を求めること。
- 四 世界貿易の発展及び自由貿易の維持強化を図るため、新ラウンド交渉の一層の進展及び中国等途上国の状況を踏まえつつ、WTOにおけるアンチ・ダンピング規律の明確化及び改善に向けての更なる取組みの強化に努めること。
- 五 今後のWTO新ラウンド交渉、二国間経済連携協定の締結等の交渉に当たっては、我が国の国益を十分に反映させるため、政府が一体として対応を図ることとし、適切な体制の確立に努めること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一六年一月二六日）

佐藤昭郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第一に、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づいて損失を受けた我が国企業が、同法によって利益を受けた米国企業に対して、訴訟で被った損害の回復を請求できることとするとともに、第二に、同法に基づく確定判決は、我が国において効力を有しないとするものであります。

委員会におきましては、損害回復措置の実効性、アンチダンピング措置の濫用防止に向けた取組、我が国の対外通商戦略の在り方等について質疑が行われました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終了後、自由民主党及び公明党を代表して加納理事より、本法律案に対し、本法律の施行期日を公布の日に改めるとともに、法律施行後六月を経過した日にその効力を失うものとする内容の修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一六年一月二五日）

加納時男君 私は、ただいま議題となっておりますアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案に対し、自由民主

党及び公明党を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

本修正案は、去る十九日、米国連邦議会上院において、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法の廃止条項を含む法案が承認、成立したことに伴い提出するもので、修正の概要は、本法の施行期日を、「公布の日から施行する」ことに改めるとともに、同法が失効する日について、「この法律の施行の日から起算して六月を経過した日に、その効力を失う」ことに改めるものであります。

以上が、修正案の趣旨及び概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。